

消 防 危 第 330 号
令和 5 年 11 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問合せ先】

消防庁危険物保安室

担当：合庭、伊藤、嶋田

千葉、北中

TEL : 03-5253-7524

Mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

別紙

(特定屋外タンク貯蔵所の保安検査等の時期の延長に係る運用について)

問 規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号ト及び 2 号ヌで規定されている「特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。」の要件については、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成 6 年 9 月 1 日付け消防危第 73 号) 第 1. 1. (7). オにおいて、「保安のための巡視、点検等が適正に行われていること。」と示されているが、当該巡視、点検等について、デジタル技術(ドローンや AI 等を用いた技術)を活用することとしてもよいか。

答 差し支えない。

なお、以下の通知文中の「保安のための巡視、点検等が適正に行われていること。」についても、同様に取り扱い差し支えないものであること。

- ・容量が 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期等に関する運用について(平成 12 年 3 月 21 日付け消防危第 31 号) 別添 1 第 1. 7. (4)
- ・特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況の運用について(平成 16 年 3 月 31 日付け消防危第 42 号) (11). オ
- ・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について(平成 23 年 2 月 25 日付け消防危第 45 号) 第 1. 5. (7). オ

別紙

(風水害により浸水した施設の天候回復後の点検について)

問 「危険物施設の風水害対策ガイドライン (ver2)」(令和2年3月27日付け消防災第55号・消防危第86号別添(一部改定 令和3年3月30日付け消防災第41号、消防危第49号))の1.(3)において、風水害により浸水した施設について「目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施する。」とされているが、当該点検等について従来の目視点検や確認方法と同等以上の情報が得られるデジタル技術(ドローンやAI等を用いた技術)を活用することとしてもよいか。

答 差し支えない。